

福岡県医発第626号(地)

平成18年 6月16日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義



精神病床に係る基準病床数の算定式について

厚生労働省社会・援護局生涯保健福祉部長より日本医師会を通じて標記通知がありました。

本件は、医療計画における基準病床数の算定に関する標準について「医療法施行規則の一部を改正する省令」(平成17年厚生労働省令第119号)、「医療法第30条の3第2項第3号に規定する精神病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等を定める件」(平成18年厚生労働省告示第161号)についての改正趣旨及び内容を定めたものであり、具体的には、都道府県の実態に応じて各都道府県が将来の目標値を設定するなど、入院患者の早期退院を促進するとともに、地域差の解消を目指した計算式へと改めるものであります。

つきましては、本件につきまして、貴会会員へ周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

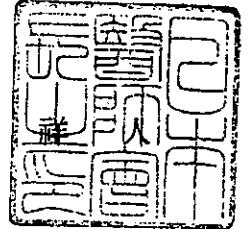
担当理事 蒲池 壽

日医発第 274 号 (地 I 27)

平成 18 年 6 月 9 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐 澤



精神病床に係る基準病床数の算定式について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、厚生労働省社会・援護局生涯保健福祉部長より標記通知が発出されるとともに、本会に対してもその周知方依頼がなされました。

本件は、医療計画における基準病床数の算定に関する標準について、「医療法施行規則の一部を改正する省令」(平成 17 年厚生労働省令第 119 号)、「医療法第 30 条の 3 第 2 項第 3 号に規定する精神病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等を定める件」(平成 18 年厚生労働省告示第 161 号)についての改正趣旨及び内容を定めたものであり、具体的には、都道府県の実態に応じて各都道府県が将来の目標値を設定するなど、入院患者の早期退院を促進するとともに、地域差の解消を促すことを目指した計算式へと改めるとあります。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただきますとともに、管下会員等への周知方につきましてご高配賜りますようお願い申し上げます。

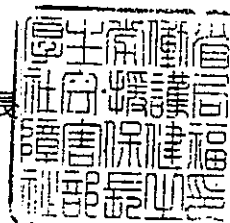


障発第0602002号
平成18年6月2日

社団法人 日本医師会
会長 唐澤 祥人 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部長



精神病床に係る基準病床数の算定式について

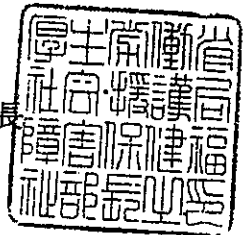
標記について、別添のとおり各都道府県知事あてに通知しましたので、御了知いただくとともに、関係機関及び関係団体等に対する周知方よろしくお願いいたします。

障発第0602001号
平成18年6月2日

各都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部長



精神病床に係る基準病床数の算定式について

医療計画における基準病床数の算定に関する標準については、医療法施行規則の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第119号。以下「改正省令」という。別添1参照）が平成17年7月19日に公布され、また、医療法第30条の3第2項第3号に規定する精神病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等を定める件（平成18年厚生労働省告示第161号。以下「告示」という。別添2参照）が平成18年3月28日に告示されたところである。

これらの改正省令及び告示については、平成18年4月1日を施行日とするものであるが、その改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、ご了解いただきたい。

なお、本通知については、医政局と協議済みであるので、念のため申し添える。

記

第一 改正の趣旨

我が国の精神保健医療福祉施策においては、近年、入院医療中心から地域生活中心へと方向転換が図られたきたものの、精神病床数については諸外国が減少傾向を示す中で我が国は概ね横ばいで推移しており、また、病床数の地域間格差も生じていることから、良質かつ適切な医療を効率的に提供し、退院を促進する体制を構築する必要がある。

このため、精神病床に係る基準病床数の算定式について、都道府県の実態に応じて各都道府県が将来の目標値を設定するなど、入院患者の早期退院を促進するとともに、地域差の解消を促すよう所要の改正を行うものである。

第二 改正の内容

良質な医療を効率的に提供し、退院を促進する体制づくりに向け、各都道府県が将来目標を設定し、それを達成することを目指すための計算式へと見直す。具体的には、入院した患者ができる限り1年以内に速やかに退院できるような、良質かつ効率的な地域医療体制の整備を促すため、平均残存率の減少を目指すとともに、すでに1年以上入院している患者についても、本人の病状や意向に応じて、段階的・計画的に地域

生活へ移行することを促すため、退院率の増加を目指す算定式とする。これにより、概ね10年後における精神医療の水準として、各都道府県の平均残存率を24%以下、退院率を29%以上とすることを目標とする。

【算定式の基本部分】

$$\frac{(\Sigma AB + C - D) \times F}{E_1} + \frac{\Sigma G(1 - H) + I - J}{E_2}$$

- A：年齢階級別人口
- B：年齢階級別新規入院率
- C：他都道府県から当該都道府県への流入患者数
- D：当該都道府県から他都道府県への流出患者数
- E₁：入院期間が1年未満である者に係る病床利用率
- E₂：入院期間が1年以上である者に係る病床利用率
- F：平均残存率
- G：年齢階級別1年以上入院患者数
- H：退院率
- I：新規1年以上入院患者数
- J：長期入院患者退院促進目標数

【流入患者・流出患者数】

流入患者・流出患者数については、各都道府県の実情に応じ、特に設定する必要がないと認める場合にあっては、当分の間、これらをゼロとしても差し支えないこと。

【病床利用率】

病床利用率（E₁、E₂）については、0.95とする。（告示第4条参照）

【平均残存率】

精神病院に入院した患者が入院後1年以内に退院せずに入院している割合を示し、当該年に入院した患者のうち、当該年の各月末に入院している患者の数を当該年に入院した患者の数で除した値をいう。

基準病床数の算定に当たっては、次の二つの値を平均した値を標準として都道府県知事が定める値を用いる。ただし、（1）の値が（2）の値を下回る都道府県にあっては、（1）の値とする。（告示第5条参照）

- （1）各都道府県の平均残存率
- （2）全国の平均残存率の目標値

【退院率】

1年以上入院している患者のうち、1年間で退院する患者の割合を示し、入院期間

が1年以上の患者のうち当該年において退院した患者の数を入院期間が1年以上の患者の数で除した値をいう。

基準病床数の算定に当たっては、次の二つの値を平均した値を標準として都道府県知事が定める値を用いる。ただし、(1)の値が(2)の値を上回る都道府県にあっては、(1)の値とする。(告示第6条参照)

- (1) 各都道府県の入院期間が1年以上である入院患者の年齢階級別年間退院率(以下「現退院率」という。)
- (2) 全国の退院率の目標値

[長期入院患者退院促進目標数]

各都道府県の実情に応じて都道府県知事が定める値とする。ただし、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する都道府県にあっては、当該都道府県における入院期間が1年以上である精神病床における入院患者の数から当該都道府県の人口に0.001811を乗じた値を減じた値に0.15を乗じた値以上の値とする。(告示第7条参照)

- (1) 当該都道府県における入院期間が1年以上である精神病床における入院患者の数を当該都道府県の人口で除した値が0.002以上であること
- (2) 当該都道府県の現退院率が0.2以下であること

【算定式の加算部分】

都道府県知事は、当該都道府県に所在する病院の入院患者のうち当該都道府県に住所を有する者の数が

$$\left[\begin{array}{c} \text{当該都道府県の} \\ \text{年齢階級別人口} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{当該都道府県の} \\ \text{年齢階級別入院率} \end{array} \right] \text{の総和}$$

により算定される数を下回っている都道府県については、

$$(\text{他の都道府県への流出院患者数}) \times \frac{1}{\text{病床利用率}}$$

で得られた数の3分の1を限度として適当と認められる数をその都道府県における前記の算定式により算定した基準病床数に加えることができる。

なお、医療計画には、算定式により得られた基準病床数とともに、平均残存率及び退院率についても、将来的に達成すべき目標として明記することが望ましい。

第三 目標達成のための方策

(1) 現状分析

精神病院入院患者の入院期間、疾患、年齢等の実態を把握するとともに、精神障害者に対する医療提供体制、地域生活支援体制について分析すること。

(2) 精神医療の充実

平均残存率が高い都道府県にあっては、精神科救急医療体制の整備を始めと

する急性期医療等の充実について検討し、早期退院を実現する体制づくりを図ること。退院率が低い都道府県にあっては、社会復帰に向けた地域生活支援体制の強化を図ること。

また、各都道府県における精神病院の实地検査等の場において、入院の長期化を防止し、早期の退院を促進する観点から適宜の指導を行うこと。

(3) 地域生活支援の充実

精神障害者の退院を促進するためには、医療面の施策とともに、精神障害者が地域で生活する環境を整備するための福祉施策との連携が重要であり、特に、障害者自立支援法に基づき各都道府県が定める障害福祉計画との整合性について留意すること。

省 令

○厚生労働省令第百十九号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の三第四項の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年七月十九日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第三十条の三第一号中「療養病床及び一般病床の総数に算定した数」を「それぞれの病床の種類に応じ算定した数の合計数」に改め、「区域以外の区域に所在する病院」の下に「療養病床を有する診療所を含む。以下この号において同じ。」を加え、「厚生労働大臣が定める病床利用率（以下「病床利用率」という。）で除して得た数に平均在院日数の推移を勘案して厚生労働大臣が定める率（以下「平均在院日数推移率」という。）を乗じて得た数」を削り、同条第二号中「（以下「居住入院患者数」という。）を削り、「病床利用率」を「厚生労働大臣が定める病床利用率」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 結核病床 都道府県の区域ごとに結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の提供を図るため必要なものとして都道府県知事が定める数

別表第六（第三十条の三関係）

式

項	式
一	$\frac{\Sigma A-B-C+D-E}{\Sigma A+B+C+D+E} \times F$
二	$\frac{\Sigma A-B-C+D-E}{\Sigma A+B+C+D+E} \times F$
三	$\frac{\Sigma A+B+C+D-E}{\Sigma A+B+C+D+E} \times F$
四	$\frac{\Sigma A+B}{\Sigma A+B} \times F$

備考

この表における式において、A、B、C、D、E、Fは、それぞれ次の値を表すものとする。

A、当該区域の性別及び年齢階級別人口

B、当該都道府県の年齢階級別人口

C、厚生労働大臣が定める性別及び年齢階級別の長期療養入院・入所必要率を上限として都道府県知事が定める率

D、厚生労働大臣が定める当該区域の属する都道府県の区域を含む地方ブロック（厚生労働大臣が都道府県の区域を単位として全国の区域を区分して定めるものをいう。）F、

E、厚生労働大臣が定める当該都道府県の年齢階級別精神病床新規入院率（当該年に入院した患者の数を当該都道府県の人口で除した率をいう。）

F、厚生労働大臣が定める当該都道府県の年齢階級別精神病床入院率（当該年に入院した患者の数を当該都道府県の人口で除した率をいう。）

G、厚生労働大臣が定める当該都道府県の年齢階級別精神病床入院率（当該年に入院した患者の数を当該都道府県の人口で除した率をいう。）

H、厚生労働大臣が定める当該都道府県の年齢階級別精神病床入院率（当該年に入院した患者の数を当該都道府県の人口で除した率をいう。）

I、厚生労働大臣が定める当該都道府県の年齢階級別精神病床入院率（当該年に入院した患者の数を当該都道府県の人口で除した率をいう。）

J、厚生労働大臣が定める当該都道府県の年齢階級別精神病床入院率（当該年に入院した患者の数を当該都道府県の人口で除した率をいう。）

K、厚生労働大臣が定める当該都道府県の年齢階級別精神病床入院率（当該年に入院した患者の数を当該都道府県の人口で除した率をいう。）

L、厚生労働大臣が定める当該都道府県の年齢階級別精神病床入院率（当該年に入院した患者の数を当該都道府県の人口で除した率をいう。）

附 則

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

- C、0以上流入療養患者数（当該区域に所在する病院及び診療所の療養病床における入院患者のうち当該区域以外の区域に住所を有する者の数をいう。以下同じ。）ただし、都道府県知事が、当該区域における医療の確保のために必要があるときは、流入療養患者数を超過する当該事情を勘案した数を加えることができる。
- G、0以上流入一般患者数（当該区域に所在する病院の一般病床における入院患者のうち当該区域以外の区域に住所を有する者の数をいう。以下同じ。）ただし、都道府県知事が、当該区域における医療の確保のために必要があるときは、流入一般患者数を超過する当該事情を勘案した数を加えることができる。
- D、0以上当該区域以外の区域に所在する病院及び診療所の療養病床における入院患者のうち当該区域に住所を有する者の数以下、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数
- D、0以上当該区域以外の区域に所在する病院の一般病床における入院患者のうち当該区域に住所を有する者の数以下、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数
- D、当該都道府県以外に所在する病院の精神病床における入院患者のうち当該都道府県に住所を有する者の数
- E、厚生労働大臣が定める療養病床に係る病床利用率
- E、厚生労働大臣が定める一般病床に係る病床利用率
- E、入院期間が一年以上である者について厚生労働大臣が定める精神病床に係る病床利用率
- F、厚生労働大臣が定める当該区域の属する都道府県の区域を含む各地方ブロックの平均在院日数の状況等を勘案して都道府県知事が定める率を上限として、当該都道府県の平均在院日数の各号に規定する値を平均した値を標準として、都道府県知事が定める値。ただし、第一号の値が第二号の値を下回る都道府県にあつては、第一号の値とする。
- F、厚生労働大臣が定める当該都道府県の平均在院日数（当該年に入院した患者のうち、当該年の各月末に入院している患者の数を当該年に入院した患者の数の除した率の相加平均をいう。）
- G、全国の平均残存率の目標値として厚生労働大臣が定める値
- G、当該区域に所在する介護施設（介護療養型医療施設を除く。）に入所している者の数を下限として、当該区域における今後の介護サービス等の進展等を勘案して都道府県知事が定める数
- H、0以上流出超過加算数以下の範囲内で、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数
- I、当該都道府県における入院期間が一年以上である年齢階級別入院患者の数の第一号の各号に規定する値を平均した値を標準として、都道府県知事が定める値。ただし、第一号の値が第二号の値を上回る都道府県にあつては、第一号の値とする。
- J、厚生労働大臣が定める当該都道府県の入院期間が一年以上である入院患者の年齢階級別年間退院率（入院期間が一年以上の患者のうち当該年において退院した患者の数を入院期間が一年以上の患者の数の除した率をいう。）
- K、全国の退院率の目標値として厚生労働大臣が定める値
- L、当該年において入院期間が一年に達した入院患者の数の第一号の各号に規定する値を平均した値を標準として、都道府県知事が定める値

○厚生労働省告示第百六十一号

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の三十第二号及び別表第六の規定に基づき、医療法第三十条の三第二号第三号に規定する精神病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等を次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年三月二十八日

厚生労働大臣 川崎 三郎

医療法第三十条の三第二号第三号に規定する精神病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等

（規則第三十条の三十第二号に規定する精神病床に係る病床利用率）

第一条 医療法施行規則（以下「規則」という。）第三十条の三十第二号に規定する病床利用率は、〇・九五とする。

（年齢階級別精神病床新規入院率）

第二条 規則別表第六に規定する都道府県の年齢階級別精神病床新規入院率は、別表第一に掲げる数値とする。

（年齢階級別精神病床入院率）

第三条 規則別表第六に規定する都道府県の年齢階級別精神病床入院率は、別表第二に掲げる数値とする。

（規則別表第六に規定する精神病床に係る病床利用率）

第四条 規則別表第六に規定する入院期間が一年未満である者の精神病床に係る病床利用率は、〇・九五とする。

2. 規則別表第六に規定する入院期間が一年以上である者の精神病床に係る病床利用率は、〇・九五とする。

(平均残存率)

第五条 規則別表第六に規定する都道府県の平均残存率は、別表第三に掲げる数値とする。

2 規則別表第六に規定する全国の平均残存率の目標値は、〇・二四とする。

(退院率)

第六条 規則別表第六に規定する都道府県の入院期間が一年以上である入院患者の年齢階級別年間退院率（以下「現退院率」という。）は、別表第四に掲げる数値とする。

2 規則別表第六に規定する全国の退院率の目標値は、〇・二九とする。

(退院する長期入院患者数の目標値)

第七条 規則別表第六に規定する退院する長期入院患者数の目標値は、それぞれの都道府県の実情に応じて都道府県知事が定める値とする。ただし、次の各号のいずれにも該当する都道府県にあっては、当該都道府県における入院期間が一年以上である精神病床における入院患者の数から当該都道府県の人口に〇・〇〇一八一を乗じた値を減じた値に〇・一五を乗じた値以上の値とする。

一 当該都道府県における入院期間が一年以上である精神病床における入院患者の数を当該都道府県の人口で除した値が〇・〇〇二以上であること

二 当該都道府県の現退院率が〇・二以上であること

別表第一（第二十四条関係）

都道府県の年齢階級別精神病床新規入院率

都道府県	年齢階級別	0歳～19歳	20歳～39歳	40歳～54歳	65歳～
北海道	北 海 道	0.063%	0.381%	0.455%	0.644%
青 森 県	青 森 県	0.030%	0.350%	0.434%	0.526%
岩 手 県	岩 手 県	0.039%	0.288%	0.381%	0.391%
宮 城 県	宮 城 県	0.048%	0.213%	0.281%	0.390%
秋 田 県	秋 田 県	0.047%	0.390%	0.385%	0.579%
山 形 県	山 形 県	0.054%	0.373%	0.420%	0.588%
福 島 県	福 島 県	0.035%	0.291%	0.379%	0.479%
茨 城 県	茨 城 県	0.023%	0.182%	0.197%	0.279%
栃 木 県	栃 木 県	0.045%	0.251%	0.242%	0.272%
群 馬 県	群 馬 県	0.033%	0.320%	0.276%	0.307%
埼 玉 県	埼 玉 県	0.020%	0.177%	0.171%	0.296%
東 京 都	東 京 都	0.058%	0.276%	0.323%	0.405%
千 葉 県	千 葉 県	0.034%	0.218%	0.237%	0.277%
神 奈 川 県	神 奈 川 県	0.034%	0.182%	0.184%	0.297%
新 潟 県	新 潟 県	0.045%	0.249%	0.325%	0.467%

山 梨 県	0.060%	0.278%	0.323%	0.315%
長 野 県	0.064%	0.341%	0.372%	0.370%
群 馬 県	0.026%	0.201%	0.202%	0.224%
富 山 県	0.037%	0.284%	0.356%	0.395%
石 川 県	0.055%	0.284%	0.329%	0.519%
福 井 県	0.048%	0.413%	0.328%	0.478%
岐 阜 県	0.019%	0.240%	0.232%	0.225%
愛 知 県	0.035%	0.190%	0.195%	0.219%
三 重 県	0.061%	0.248%	0.310%	0.326%
滋 賀 県	0.028%	0.198%	0.199%	0.276%
京 都 府	0.017%	0.220%	0.254%	0.402%
大 阪 府	0.023%	0.251%	0.309%	0.329%
兵 庫 県	0.023%	0.168%	0.190%	0.259%
奈 良 県	0.030%	0.164%	0.160%	0.280%
和 歌 山 県	0.017%	0.217%	0.225%	0.183%
鳥 取 県	0.038%	0.301%	0.337%	0.466%
島 根 県	0.107%	0.421%	0.529%	0.593%
岡 山 県	0.042%	0.343%	0.402%	0.584%
広 島 県	0.034%	0.337%	0.379%	0.543%
山 口 県	0.049%	0.300%	0.328%	0.451%
徳 島 県	0.039%	0.313%	0.422%	0.313%
香 川 県	0.044%	0.316%	0.429%	0.469%
愛 媛 県	0.026%	0.283%	0.381%	0.345%
高 知 県	0.047%	0.381%	0.621%	0.671%
福 岡 県	0.050%	0.320%	0.456%	0.677%
佐 賀 県	0.069%	0.406%	0.480%	0.657%
長 崎 県	0.031%	0.344%	0.397%	0.535%
熊本 県	0.059%	0.464%	0.488%	0.512%

別表第二(第三条関係)

大分県	0.026%	0.299%	0.342%	0.590%
宮崎県	0.045%	0.452%	0.439%	0.717%
鹿児島県	0.048%	0.361%	0.419%	0.459%
沖縄県	0.029%	0.453%	0.617%	0.662%

都道府県の年齢階級別精神病床入院率

北海道	0.014%	0.157%	0.496%	0.757%
青森県	0.008%	0.126%	0.465%	0.459%
岩手県	0.010%	0.168%	0.540%	0.449%
宮城県	0.007%	0.086%	0.326%	0.451%
秋田県	0.009%	0.147%	0.505%	0.615%
山形県	0.009%	0.120%	0.390%	0.434%
福島県	0.006%	0.143%	0.575%	0.623%
茨城県	0.004%	0.099%	0.417%	0.404%
栃木県	0.007%	0.110%	0.430%	0.388%
群馬県	0.005%	0.118%	0.430%	0.361%
埼玉県	0.006%	0.095%	0.253%	0.415%
東京都	0.018%	0.086%	0.289%	0.418%
千葉県	0.011%	0.090%	0.316%	0.447%
神奈川県	0.009%	0.069%	0.219%	0.368%
新潟県	0.010%	0.108%	0.433%	0.497%
山梨県	0.011%	0.109%	0.444%	0.461%
長野県	0.011%	0.111%	0.370%	0.346%
静岡県	0.006%	0.085%	0.282%	0.280%
富山県	0.004%	0.141%	0.476%	0.510%
石川県	0.010%	0.131%	0.484%	0.647%
福井県	0.007%	0.114%	0.409%	0.500%

岐阜県	0.005%	0.099%	0.324%	0.316%
愛知県	0.007%	0.103%	0.313%	0.338%
三重県	0.023%	0.139%	0.411%	0.442%
滋賀県	0.005%	0.079%	0.247%	0.358%
京都府	0.004%	0.065%	0.274%	0.700%
大阪府	0.007%	0.096%	0.327%	0.474%
兵庫県	0.006%	0.095%	0.309%	0.427%
奈良県	0.006%	0.093%	0.259%	0.383%
和歌山県	0.005%	0.097%	0.389%	0.344%
鳥取県	0.009%	0.138%	0.466%	0.413%
島根県	0.021%	0.140%	0.459%	0.555%
岡山県	0.005%	0.113%	0.381%	0.604%
広島県	0.009%	0.138%	0.453%	0.664%
山口県	0.008%	0.166%	0.550%	0.740%
徳島県	0.006%	0.220%	0.856%	0.665%
香川県	0.005%	0.137%	0.571%	0.662%
愛媛県	0.007%	0.121%	0.507%	0.488%
高知県	0.005%	0.146%	0.633%	0.765%
福岡県	0.010%	0.157%	0.604%	0.967%
佐賀県	0.020%	0.225%	0.673%	0.995%
長崎県	0.010%	0.201%	0.783%	0.981%
熊本県	0.009%	0.161%	0.703%	0.872%
大分県	0.006%	0.153%	0.643%	0.807%
宮崎県	0.008%	0.173%	0.700%	1.047%
鹿児島県	0.009%	0.221%	0.860%	0.915%
沖縄県	0.006%	0.182%	0.740%	0.962%

別表第三 (第五系関係)

都道府県の平均残存率

都道府県	平均残存率
北海道	0.309
青森県	0.285
岩手県	0.379
宮城県	0.308
秋田県	0.317
山形県	0.274
福島県	0.326
茨城県	0.352
栃木県	0.305
群馬県	0.282
埼玉県	0.350
東京都	0.273
千葉県	0.324
神奈川県	0.327
新潟県	0.309
山梨県	0.306
長野県	0.237
静岡県	0.295
富山県	0.349
石川県	0.326
福井県	0.254
岐阜県	0.265
愛知県	0.318
三重県	0.301
滋賀県	0.271

東京都府

0.318

大阪府

0.295

兵庫県

0.343

奈良県

0.360

和歌山県

0.279

鳥取県

0.294

島根県

0.295

岡山県

0.282

広島県

0.308

山口県

0.361

徳島県

0.342

香川県

0.319

愛媛県

0.320

高知県

0.262

福岡県

0.343

佐賀県

0.344

長崎県

0.359

熊本県

0.291

大分県

0.364

宮崎県

0.305

鹿児島県

0.404

沖縄県

0.320

別表第四 (第六系関係)

都道府県の現退院率

都道府県	年齢階級別	0歳～19歳	20歳～39歳	40歳～64歳	65歳～
北海道		0.247	0.247	0.247	0.247
青森県		0.209	0.209	0.209	0.209
岩手県		0.230	0.230	0.230	0.230

宮 城 県	0.220	0.220	0.220	0.220
秋 田 県	0.235	0.235	0.235	0.235
山 形 県	0.228	0.228	0.228	0.228
福 島 県	0.176	0.176	0.176	0.176
茨 城 県	0.164	0.164	0.164	0.164
栃 木 県	0.197	0.197	0.197	0.197
群 馬 県	0.170	0.170	0.170	0.170
埼 玉 県	0.325	0.325	0.325	0.325
東 京 都	0.274	0.274	0.274	0.274
千 葉 県	0.173	0.173	0.173	0.173
神 奈 川 県	0.246	0.246	0.246	0.246
新 潟 県	0.194	0.194	0.194	0.194
山 梨 県	0.250	0.250	0.250	0.250
長 野 県	0.187	0.187	0.187	0.187
静 岡 県	0.188	0.188	0.188	0.188
富 山 県	0.179	0.179	0.179	0.179
石 川 県	0.223	0.223	0.223	0.223
福 井 県	0.183	0.183	0.183	0.183
岐 阜 県	0.192	0.192	0.192	0.192
愛 知 県	0.190	0.190	0.190	0.190
三 重 県	0.257	0.257	0.257	0.257
滋 賀 県	0.168	0.168	0.168	0.168
京 都 府	0.217	0.217	0.217	0.217
大 阪 府	0.201	0.201	0.201	0.201
兵 庫 県	0.176	0.176	0.176	0.176
奈 良 県	0.211	0.211	0.211	0.211
和 歌 山 県	0.163	0.163	0.163	0.163
鳥 取 県	0.156	0.156	0.156	0.156
島 根 県	0.278	0.278	0.278	0.278

岡 山 県	0.233	0.233	0.233	0.233
広 島 県	0.213	0.213	0.213	0.213
山 口 県	0.208	0.208	0.208	0.208
徳 島 県	0.160	0.160	0.160	0.160
香 川 県	0.218	0.218	0.218	0.218
愛 媛 県	0.194	0.194	0.194	0.194
高 知 県	0.220	0.220	0.220	0.220
福 岡 県	0.217	0.217	0.217	0.217
佐 賀 県	0.258	0.258	0.258	0.258
長 崎 県	0.175	0.175	0.175	0.175
熊 本 県	0.188	0.188	0.188	0.188
大 分 県	0.234	0.234	0.234	0.234
宮 崎 県	0.132	0.132	0.132	0.132
鹿 児 島 県	0.183	0.183	0.183	0.183
沖 縄 県	0.269	0.269	0.269	0.269